

大名庭園の具体相 一栗林莊を事例として一

御厨 義道（香川県立ミュージアム）

Detailed Aspects of Daimyo Gardens: The Case of Ritsurin Garden

MIKURIYA Yoshimichi (The Kagawa Museum)

はじめに

大名庭園を研究対象とするにあたって、いくつかの観点が考えられる。思いつく限りでは、庭園景観や庭園構成を主として検討する美的・美学的視点、作庭の基盤となった思想・信仰について検討する思想的視点、利用方法や利用内容について検討する機能的視点が挙げられる。いずれの視点も大名庭園研究において欠くことができないものであり、それぞれは独立単体ではなく、相互に関連すると考えられるが、すべてを総括的に論ずることはなかなか難しい。

そこで、本稿では機能的視点から大名庭園を論じてみたい。検討素材としては高松松平家が治める高松藩の大名庭園「栗林莊」をとりあげる。

最初に高松松平家および高松藩の概略を述べておく(図1)。

高松藩は、寛永19年（1642）2月、松平頼重に対し高松12万石が与えられたことによって成立した。松平家が高松に入る以前は、豊臣秀吉の下で大名に成長した生駒親正が天正15年（1587）から讃岐国を治め、徳川政権下においても生駒家の讃岐国支配が認められていたが、寛永17年（1640）御家騒動により領知を収公された。その後、徳川幕府は讃岐国を二分し、中・東部約3分の2を松平家に与えたのである。

高松松平家の初代である頼重は、水戸徳川家初代頼房の長子として生まれたが、水戸本家を継がず、分家して大名となった。水戸徳川家二代徳川光圀は頼重の実弟にあたる。

高松松平家は初の徳川御三家分家であり、他の御三家分家よりも高い格式を与えられている。官位は初代頼重が一般大名の上に位置する従四位上少将に任せられたのをはじめとし、後年の当主はさらに昇進し、歴

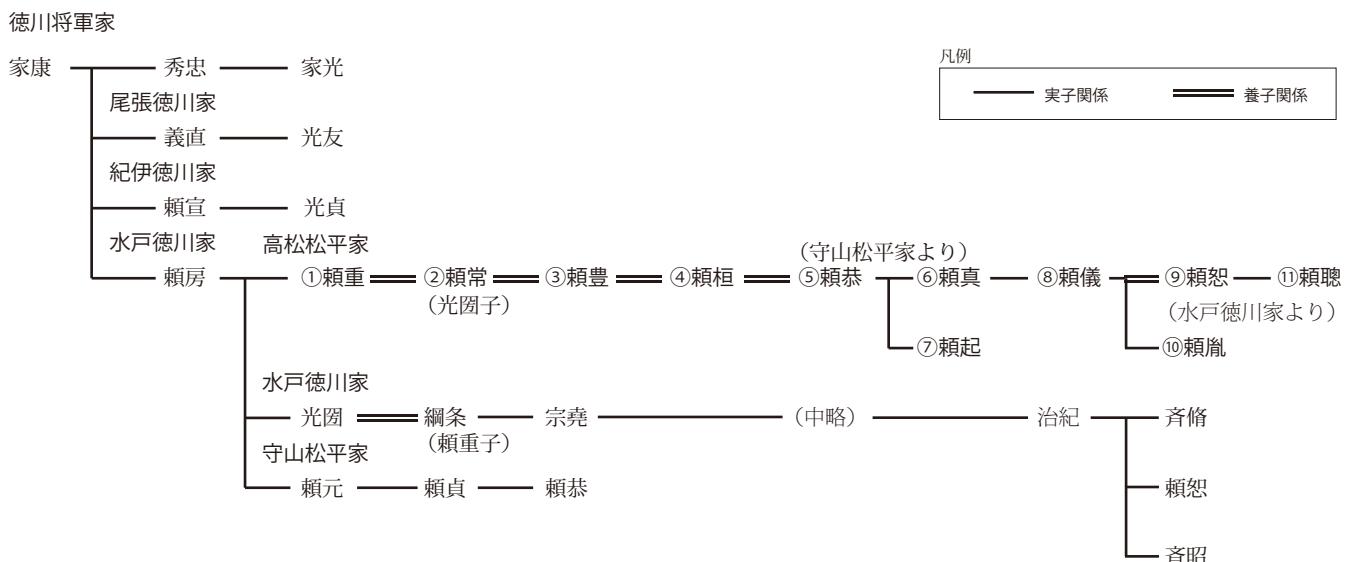


図 1 高松松平家略系図

代の最高位は正四位上中将である。これは大大名加賀前田家の本来の極官を超える官位である。江戸城中においては、臣下最高の席次とされる「溜詰」を彦根井伊家・会津松平家とともに与えられ、幕府儀礼などにおいて重要な役割を務めた。

「栗林莊」は、生駒家時代に空間利用の萌芽がみられるものの、高松松平家によって庭園として整備された、国許の大名庭園である。

1. 栗林公園の概観^{1)) ~ 3)}

江戸時代に大名庭園「栗林荘」であった地は、現在「栗林公園」として県の管理のもと運営されている。栗林公園は明治時代以降の改変をうけているものの、栗林荘の敷地を引き継いでおり、その概要を知ることは、近世大名庭園時代を考える足掛かりとなる。

栗林公園は、明治6年（1878）の「公園」に関する太政官布告をうけ、明治8年に開園する。大正11年（1922）に「史跡名勝天然記念物保存法」により「名勝」

に指定され、昭和28年（1953）に「文化財保護法」により「特別名勝」の指定をうけている。

栗林公園の位置は高松城址の南南西、直線距離にして約2.4kmのところにある。旧城下町の南端部にほど接し、城下の町人地の中心であった丸亀町から南にのびる通りに通じる街道に面する場所である。江戸期にはこの街道は栗林公園のあたりで讃岐一の宮である田村神社に向かう道と藩主墓所を抱える法然寺に向かう道に分岐しており、交通の要衝でもあった。

公園全体の面積は753,503 m²で、名勝としては国内最大となる。その内、586,712 m²が山林部、すなわち公園西部に位置する紫雲山で占められ、池・平地（丘陵部等を含む）は162,037 m²である。現在、山林部は観覧範囲から除かれ、公園として一般利用されているのは池・平地の部分である。池・平地部分はひらがなの「く」の字状に歪んだ長方形をしており、南北約600 m、東西約285 mで、南北方向に長い（図2）。

公園への出入は「東門入口」と「北門入口」の2ヶ

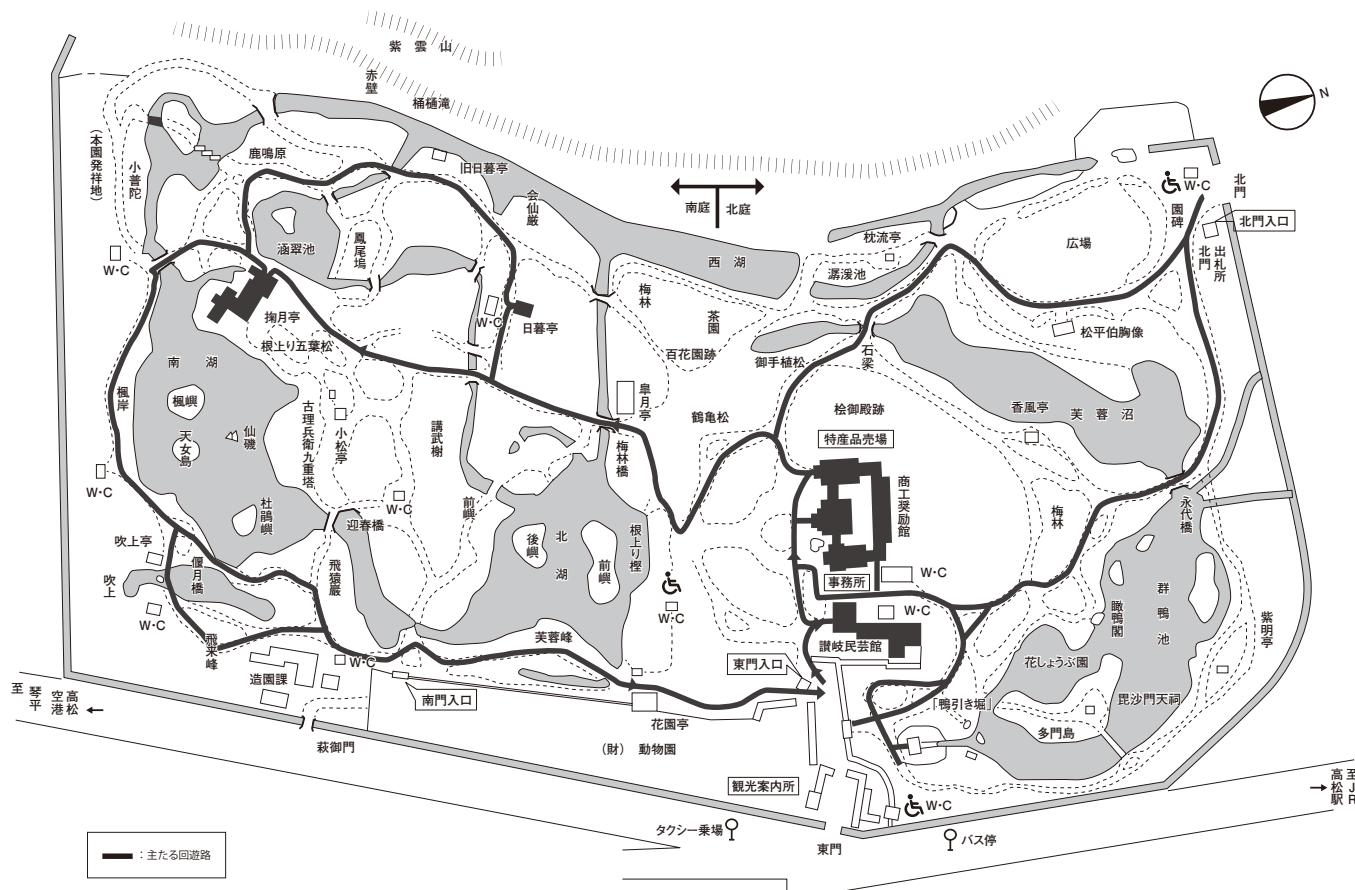


図2 栗林公園平面図

所で、国道に面している「東門入口」が現在の公園正面として位置づけられている。江戸時代、大名庭園として利用されていた際には、「北門」に該当する「嶋口」（「貝之口」と表記する史料もある）が正面入口として利用されていた。

公園はほぼ中央部分で大きく「南庭」「北庭」に分けられている。

南庭は「南湖」「北湖」の2つの大きな池を中心として構成される。「南湖」は、「楓嶼」「天女島」「杜鵑嶼」の三つの島と石組「仙磯」を浮かべ、西側に園内最大の茶屋「掬月亭」、東側に園内で最も高い「飛来峰」を備え、反り橋の「偃月橋」が掛かる。「飛来峰」の頂から「掬月亭」方向に広がる景観は公園を代表するものとなっている。「北湖」は、東に「飛来峰」に次ぐ高さの「芙蓉峰」を備え、その頂から西側をみると赤い色に塗られた「梅林橋」が映える景観を臨むことができる。南西隅には「龍睡潭」に浮かぶ島「慈航嶼」、それに掛かる雁行橋「津筏梁」、園内最古の地であると紹介される「小普陀」などがあり、「掬月亭」の西には「搖島」を浮かべる「涵翠池」がある。

「北庭」は近代になって大きく改変を受けている。近世期に御殿が所在していた場所に建つのが「商工奨励館」で、その南側は西洋庭園風に改修されている。「商工奨励館」などがある平地を囲むように所在しているのが「芙蓉沼」「群鴨池」である。「群鴨池」に浮かぶ「多聞島」には毘沙門天像を祀る祠がある。同池の一隅に発掘調査によって確認された「鳴引堀」が再現されている。

江戸時代の絵図との比較から、近代以降の改修は主に「北庭」に加えられ、「南庭」は大名庭園時代の景観をよく遺しているということができる。

2. 栗林荘のあゆみ

大名庭園「栗林荘」が大名庭園として本格的に整備されたのは、高松藩治世下であるが、生駒氏による讃岐国領知時代の最晩期の分限帳に「栗林掃除の者」の記載があることから、当該空間の利用は生駒家時代に遡ると考えられている（史料1）⁴⁾。また、江戸時代中期に記された地誌「三代物語」⁵⁾などには、この地が生駒家臣の佐藤道益の居所であったと記されている。

高松藩初代松平頼重が高松12万石を拝領し、初入国を果たしたのは寛永19年（1642）5月のことであるが、同年9月には栗林の地を訪れたという記録がある。入封直後の4ヶ月ほどで栗林荘の整備が行われたとは考えにくく、同地が生駒時代から一定の利用がなされていたことが裏付けられよう。その後、頼重による帰国際の栗林への訪問は継続して行われている⁶⁾。

寛文9年（1669）、頼重は健康上の理由から主要政務を嗣子の頼常に代行させることを許され、さらに同13年（延宝元年）に隠居する。頼重の不調は万治2年（1659）ごろから始まっており、その前後から栗林荘の長期滞在がみられるようになる。寛文10年の帰国以後は栗林へ居所を移した⁶⁾。万治2年前後から栗林荘の利用様態が転換し、荘内景観にも変化があったと考えられる。この点については後述する。

延宝3年（1675）になると頼重は落飾し、栗林荘からほど近い石清尾山中に「御山屋敷」を設けて居所とした。さらに、延宝6年に「下屋敷」を建てて移り、ここが没するまでの居所となったが、この期間においても頼重はたびたび栗林荘を能楽や茶会で利用している⁶⁾。

二代頼常の時代には、栗林荘の大幅な拡大が行われる。「三代物語」⁵⁾では「節公（頼常、筆者註）に至り大いに完わる」と表され、「穆公遺訓諸役書記」（史料2）⁷⁾には「源節様（頼常、筆者註）御代御園も広相成」と記されている。高松松平家の家譜「元祖曆代由緒」⁸⁾中に「同年（元禄13年、筆者註）十月於高松御林御庭出来」とあり、始期は不明であるが、頼常期に行われた大規模改修はこの年に完了したことが判明する。

栗林荘を描いた最古の絵図である「御林御庭之図」⁹⁾は（図3）、端裏書に元禄13年（1700）の年紀が記され、「元祖曆代由緒」の示す年代と一致することから、改修完了を契機として作成された絵図と考えている。絵図は遠近や実距離を無視した描き方がなされているため、栗林荘全体の形状は不明確であるが、後年の絵図で確認される主たる池泉、丘陵、島嶼などの地形要素が表現されており、この時点では栗林荘の規模はほぼ確定していることを読み取ることができる。

「増補穆公遺事」¹⁰⁾によると、頼常による栗林の普請は飢饉対策であったという。大凶作の年に領民を日雇として使役し、賃銭を与えて栗林荘の改修にあたら

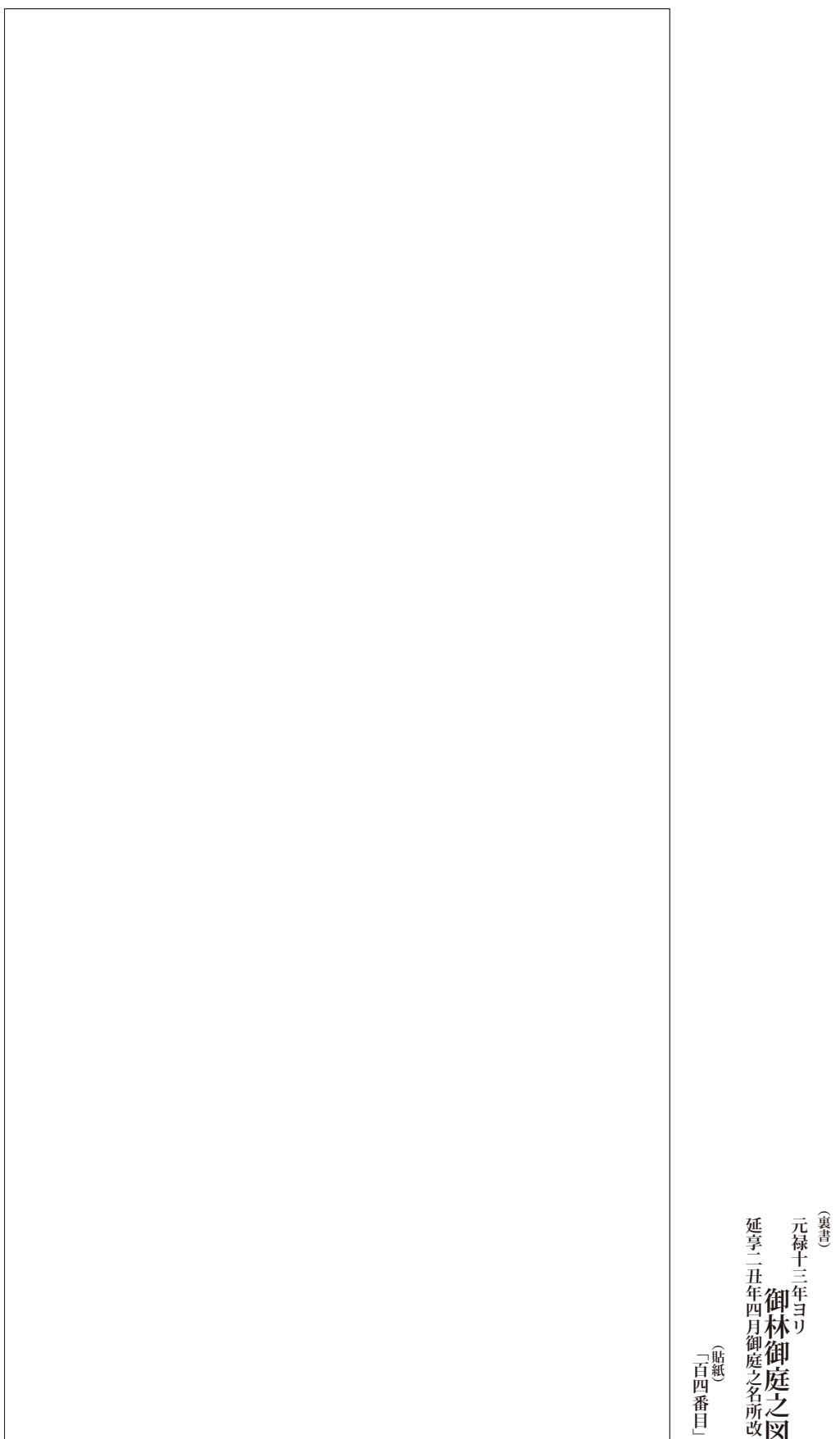


図3 御林御庭之図 瀬戸内海歴史民俗資料館蔵（松浦正一文庫）

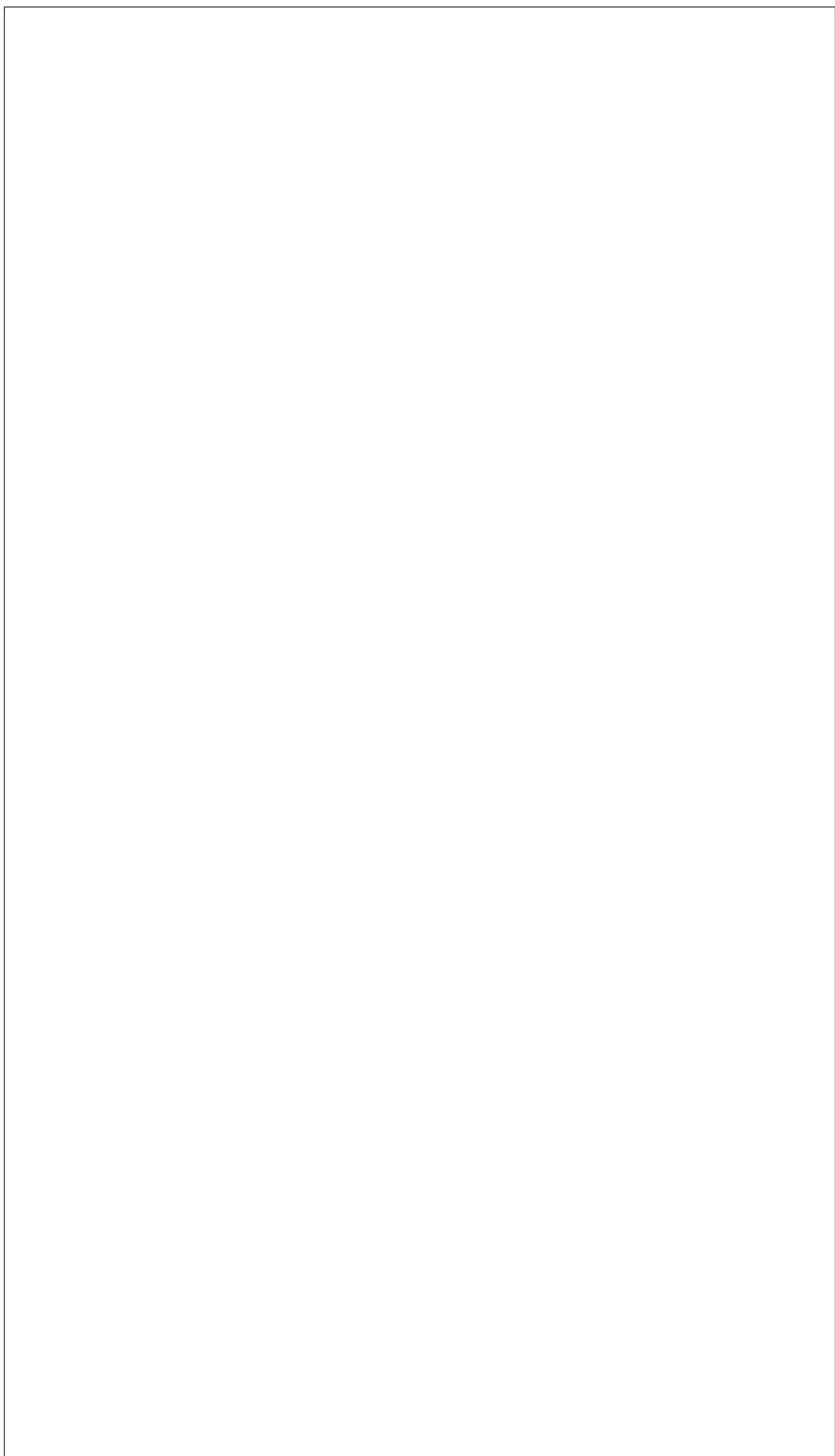


図4 栗林古図 香川県立ミュージアム蔵（栗林公園旧蔵資料）

せ、これによって領内の餓死者が出なかったと記されている（史料5）。

三代頼豊は栗林莊を愛好し、宝永元年（1704）の藩主就任後から訪問・滞留を繰り返し、宝永7年には莊内の「屋形」に「奥居間」「表居間」を新築して居所と定め、表向については諸役所等も設けた（史料6）¹¹⁾。頼豊は政務の一部を栗林において執り、藩士への通達等が栗林にて行われたことがいくつかの史料で確認される。一方、「佳節式日等帰城」¹¹⁾と記録にあるように、すべての政務が栗林で行われたのではなく、城において執り行われる必要があるものも存在していた。頼豊が拡張した「屋形」は次代の頼桓になると縮小された⁷⁾。

五代松平頼恭は、四代頼桓の急死にともない守山松平家（水戸徳川家分家）から養子に入り、元文4年（1739）に高松藩主となった。就任間もない延享元年（1744）の帰国に際し、自らも加わって栗林の改修にあたり、「名は実の賓にして実ありて名無ければ実また亡ぶ（原漢文）」（史料8）¹²⁾として、旧来の名勝名を引き継ぎつつ、栗林莊内の名を持たない名勝を含めた各場所の名付けを儒臣中村文輔に命じた。そして、莊内の詳細を記した長文の「栗林莊記」¹²⁾を記させるとともに、「御林御庭所々此度御名御改」が行われたこと、「御用向」にあたってはこの名が用いられることを通達した⁹⁾。この時定められた名勝名の多くは現在も引き継がれている（図4）。

頼恭はさらに栗林に改修を加えている。寛延元年（1748）には石清尾山麓に設けていた薬園を栗林莊内に移転し、人参その他の薬草育成にあたらせている。本草学をはじめとする多分野で才能を発揮した平賀源内も一時期ここに勤めたことがある^{10), 13)}。

宝暦11年（1761）頃には「北湖」と「西湖」をつなぐ水路を掘らせ、「高橋」（現「梅林橋」）を掛けている。この改修は「増補穆公遺事」では船による莊内回遊を可能にするためと説明されている（史料9）¹⁰⁾。私見を付け加えるならば、この水路は、寛延元年に莊内に移転された薬園（史料上は「梅木原薬園」と表記する）を東西方向に貫くかたちで設置されている点から^{10), 14), 15)}、薬園の植物類を育成するための水源としての機能もあったと考えてよいであろう。

時期は特定できないが、延享2年（1745）から宝暦11年（1698）頃までの期間に、「南湖」と「北湖」の間に位置する「講武榭」中に設置されていた調馬場である「愛駿榭」が「芙蓉峰」の東麓に移転されている^{16), 17)}。

延享2年の莊内名勝名の確定と頼恭以後大きな改修が行われなかったことをもって、頼恭期に「栗林莊の完成」が成了たとされている。栗林莊のあゆみを大まかにとらえると、頼恭期が大きな画期を成していることは間違いないが、頼恭以降も改編・改修は加えられている。

「赤壁」対岸に所在した「憂玉亭」が移転して「南湖」と「北湖」の間にある平地の一隅に移転して「扇屋茶屋」となり、「南隈」に注ぐ溪流沿いに位置した「孝槃亭」が「会懶巖」よりやや東に入った場所に移転して「日暮亭」となった。

建造物の移転の他、「涵翠池」に浮かぶ「搖島」が南岸と地続きとなり、九代松平頼胤の時代の嘉永3年（1850）には「群鴨池」に鴨猟を行うための鴨引堀が設置されるなど、地形にも改変が加えられたことが分かっている¹⁷⁾。その他、記録等で確認されていない改変も多く加えられたと推測され、江戸時代を通じて栗林莊はその様相を変え続けた。

3. 空間利用のあり方からみる栗林莊の具体相

（1）「武」の空間としての栗林莊

大名庭園は趣向をこらした地形構成や植樹、建物構成によって成り立っていることから、文芸・学芸や美術・芸能といった「文」の分野からとらえられることが多いようと思われる。ここでは視点を変え、「武」の空間としての側面から栗林莊について考察してみたい。

最初に着目するのは栗林莊初期の展開過程である（表1）。結論を先取りすると、高松松平家初代頼重の段階で、栗林の地は「武」の空間から「文」の空間へ転換をとげたということである。以下、その点について具体的にみていく。

先述のとおり松平頼重による栗林訪問は非常に早く、初入国を果たした年の9月には早くも栗林莊に「調馬」すなわち馬術訓練の目的で訪れている。続い

表1 栗林莊初期の利用状況

和暦	西暦	月	日	事 項
寛永 19年	1642	9月	15日	遊栗林莊調馬
		12月	11日	至栗林莊、公親試刀 [以国光切一之胴、以高田切脇毛骨、以信国切二之胴、以兼光切一之切出、以冬廣切八枚安次]
		12月	26日	至栗林莊、親試刀劍 [以雲次切一之胴、以高田切弱腰]
正保元年	1644	12月	27日	於栗林莊、親斬罪人
正保3年	1646	7月	18日	放鷹、至栗林
		12月	16日	至栗林莊、放鷹、至石清尾
慶安 4年	1651	2月	22日	遊獵、至栗林
承応 2年	1653	6月	2日	觀調馬 [新馬場・大番土]、遂至栗林莊、以鳥銃、獲青鷺、又於新馬場、与侍臣為鞭打
		6月	14日	至栗林莊、自放鳥銃、打鳥
		6月	19日	至栗林莊、以鳥銃、打鳥、觀侍臣劍術、至石清尾山 [觀陶器]
		閏6月	6日	至栗林莊 [觀陶器]
承応 3年	1654	4月	5日	至栗林莊、以鳥銃、打青鷺
明暦 2年	1656	閏4月	2日	至栗林、鳥銃獲鷺
		5月	14日	至栗林、獲青鷺、遂陶窟、觀造陶器
		8月	18日	至栗林○看調馬 [馬場]
		11月	8日	至栗林、遂遊獵
明暦 3年	1657	8月	8日	至栗林莊 [鳥銃打蒼鷺]
万治元年	1658	5月	8日	至栗林莊 [滞留]
万治 2年	1659	1月	11日	至栗林莊、留 38 日
万治 3年	1660	11月	11日	御林へ御出御滞留 15 日 [英公外記]
寛文元年	1661	1月	29日	御林へ御出御滞留 [英公外記]
寛文 2年	1662	9月	6日	設猿樂 [栗林莊 18日・27日同]
		9月	14日	賜齊食、於妙朝寺・慈恩寺・法昌寺 [栗林莊]
		9月	25日	設猿樂 [栗林莊、使老中・奉行人・小性頭觀之]
		10月	3日	設猿樂 [栗林莊]
		11月	26日	有猿樂 [栗林莊、使老臣觀之]
		12月	5日	有猿樂 [栗林莊、使僧徒觀之]
		12月	15日	有猿樂 [栗林莊]
寛文 4年	1664	3月	28日	世子本丸ニ移ル、公栗林莊ニ居ル
		5月	26日	有猿樂 [栗林莊○徒目付以下、至医者觀之]
		閏5月	2日	有猿樂 [栗林莊○3日・10日・12日同]
		7月	18日	有猿樂 [栗林]
		8月	26日	有猿樂 [栗林莊]
		11月	2日	於御林被音楽仰付 [一越調音取、胡飲酒・陵王・還城樂]、大老・年寄・番頭・奉行并渡邊主税聴聞被仰付、鶴之御料理被下
		12月	4日	有猿樂 [栗林莊]
		12月	21日	至栗林莊
		12月	22日	賜饗 [鶴] 於諸臣 [小性頭・用人、至横目]、有猿樂 [世子及公子頼母、亦來]
寛文 6年	1666	5月	25日	使老中・番頭、觀栗林莊 [賜饗]
		9月	21日	至栗林莊 [留至 12月 21日]
		10月	2日	有茶会 [老臣至奉行○5日同]
		10月	9日	有猿樂 [11日・18日・21日・26日同]
		11月	1日	有猿樂 [令群臣觀之]
		12月	3日	至栗林莊、賜饗 [鶴] 於群臣
		12月	15日	有猿樂
		12月	22日	至栗林莊 [留 6日]
		12月	24日	賜饗 [鶴] 於群臣、有猿樂
寛文 8年	1668	10月	8日	有猿樂 [栗林莊]
		10月	9日	有玄猪式 [栗林莊]
		12月	1日	有猿樂 [栗林莊○9日・15日同]
寛文 10年	1670	4月	23日	公移栗林莊 [糸姫同○是後公常在栗林]
		6月	9日	使老臣至横目及医者、觀菜圃 [於茶亭及涼所、賜麴瓜]
寛文 10年		11月	18日	武器庫成 [栗林]

て、その年の12月に3度にわたり、栗林において頼重自らが刀剣をとって試し切りを行っている。寛永19年12月11日の「英公実録」記事は以下のとおりである。

栗林荘ニ至り、公親カラ刀ヲ試ス〔国光ヲ以一之胴ヲ切ル、高田ヲ以脇毛骨ヲ切ル、信国ヲ以二之胴ヲ切ル、兼光ヲ以一之切出ヲ切ル、冬廣ヲ以八枚安次ヲ切ル〕⁶⁾

(原漢文、〔 〕は細字双行)

試し切りは死罪人の死体をもって行われた。文中の「国光」「高田」は刀工名をもって刀剣の名称としたもので、「一之胴」「脇毛骨」などは試し切りの部位を示す用語である。この日頼重は5振の刀剣を用いて、5回にわたって試し切りを行ったのである。12月26日には、2振の刀剣で2回の試し切りを実施し、翌日にも「親カラ罪人ヲ斬ル（原漢文）」との記載が確認される。

初入国以降、頼重は帰国のたびに栗林訪問を重ねているが、その目的は先の馬術訓練のほか、鷹狩（「放鷹」）、狩猟（「遊猟」）、鳥撃（「放鳥銃」等）などである⁶⁾。これらは遊興的な要素もあるが、武術訓練に通じる行為としてみなすことができる。また、承応2年（1653）には家臣の剣術披露を栗林で観ていることも注目される。

このように高松藩成立初期における栗林荘は、専ら武備・尚武を目的とした利用がなされていたのである。

この利用内容が万治2年（1659）を境に大きく変化する。この年は頼重の体調不良が表出しだした時期にあたる。9月23日には幕府への勅使との対礼式があつたが「疾有り登城せず（原漢文）」⁶⁾と病気を理由に登城を休み、27日にも同じ勅使の饗応が江戸城において行われたが、「疾未だ愈えず、登城せず（原漢文）」⁶⁾と病状が回復せず登城を休止している。この時の頼重の年齢は37歳で、加齢に伴う体調不良とは考えにくく、何らかの病気にかかったものと考えられる。

その後も断続的に登城を休止しており、病床につくまでに至らないものの不調が続いているとみられる。寛文4年（1664）には頼常（実は水戸徳川家光の子）を嗣子として立てる許しを得、寛文9年（1669）には、軍役や藩政などの主な政務を嗣子の頼常に代行させる

ことを幕府に願い許可されている⁶⁾。

この時期の頼重による栗林荘の利用状況で注目されるのは長期滞在である。万治元年12月に栗林荘に「滞留」（期間不明）し、さらに翌年1月には38日間にわたって「滞留」していることが記録から確認される⁶⁾。それまでの頼重の栗林荘利用は基本的に日帰りないしは1泊程度であり、「滞留」と記録されるような滞在形態はこれが初めてのことである。その後も万治3年（1660）、寛文元年（1661）の「滞留」が確認される¹⁸⁾。

頼常を嗣子とすることが決定した寛文4年の帰国時には、頼常を高松城へ住まわせ、頼重は栗林荘へ移っている。この段階では時に城に戻ることもあったが、寛文10年（1670）4月には栗林荘へ常住することを決めている⁶⁾。寛文4年以降、延宝3年（1675）に「山屋敷」へ移るまでの10年間については、頼重の中心的な居所は栗林荘であった。

万治元年（1658）および翌年の「滞留」を機に、栗林荘の利用内容も一変し、「猿楽」上演、音楽鑑賞、茶会などが催されている。それまでの利用内容が「武」に関わるものであったのに対し、その対極に位置する「文」関連のものへと転換しているのである。逆に馬術訓練や鳥撃といった行為は、これ以後記録上に現れなくなる。

こうした利用内容の転換に伴い、栗林荘内の景観も変化している。栗林荘常住を決めた翌年の寛文11年（1671）、頼重は嗣子頼常の礼を荘で受けるが、その場所は「表書院」となっている¹⁸⁾。また、延宝元年（1673）8月には、主だった家臣を栗林荘に招き「御庭拝見」をさせた後、「志水之茶屋」で「御料理」を供している（史料3）。

「英公外記」¹⁸⁾に年月不明の頼重発給文書として、万一国替があった場合の指示を記した奉行宛の覚が記載されている（史料4）。文中で嗣子頼常のことを「右京」と称していることから、頼常が「右京」を名乗る寛文2年（1662）1月26日⁶⁾以降のものと判断できる。この文中から栗林荘内に「長つほね」「少つゝのちや屋〔茶屋〕」「角屋敷」「中屋敷」「山手のちんじゅ〔鎮守〕」「さき松の下之ちんじゅ」が存在することが知られる。

このように、書院や屋敷、茶屋など、万治期以前の「武」を目的とした利用とは路線を異にする建造物が栗林荘内に設置されているのである。栗林荘が頼重の中心的な居所へと変移するに伴い、公式空間としても機能する様相を整え、また景趣を楽しむ場としての要素が加えられていったとみることができよう。

では、その後栗林荘は全く「文」の空間に転換してしまったかというとそうではない。頼重期では、万治期以降しばらく「武」的要素が影をひそめているが、寛文10年（1670）に栗林荘内に「武器庫」が設けられていることが確認できる⁶⁾。

二代頼常期において栗林荘の規模が拡大されたことを先述した。頼重期の栗林荘の規模を知る資料は確認されていないが、頼常期の栗林荘の姿を描いた「御林御庭之図」⁹⁾に手がかりがある。

栗林荘において目に付く「山」は「飛来峰」と「芙蓉峰」であるが、これらは元禄13年（1700）「御林御庭之図」⁹⁾ではそれぞれ「古富士」、「新富士」と記載されている。この名付けから考えると、「古富士」は頼重期からすでに存在し、頼常期に入って「新富士」が築かれたと推定される。さらに推定をすすめると、「新富士」と組み合わせて景観をなす「北湖」もその時に築造されたものではないかと考えられる。

そのように推定した場合に、注目されるのが、「南湖」と「北湖」の間にある「馬場御殿」「矢場御殿」である。他の大名庭園の事例をみると、馬場などは園地の周縁部に設けられる場合が多い。文武の機能を空間的に分離するという目的であろう。栗林荘の場合、景観の主要部分を成す「南湖」「北湖」を分断するような位置に所在している点が特徴的である。これは頼重期の栗林荘から追補するかたちで頼常期の拡大が行われたが、その際「馬場御殿」「矢場御殿」の位置は変更されなかつたと判断されよう。頼重期の初期において、荘が武備空間として利用されていたことを鑑みると、これらの施設の位置変更が行わなかつたのは意図的なものであると考えられる。

ここで「御林御庭之図」と並んで江戸時代前期における栗林荘の様子を知る数少ない史料のひとつである元禄17年の「栗林荘記」（史料7）²⁰⁾をみてみたい。次のような一節がある。

Ⓐ大慈大悲之閣を高処に厝き、一觴一詠之場を広庭に開くは、衆とその樂を同じくするため也、Ⓑセイ（偏「正」旁「鳥」）鶴を設けて以百中之妙を試み、騏驥を走らせて以五御之歩を節するは、安に居て危を忘れざらんため也

（原漢文、Ⓐ・Ⓑの記号は筆者が便宜上付した）

Ⓐは信仰施設（観音堂や祠、「大慈大悲」は仏の広大無辺の慈悲を表す仏教用語）や酒杯を傾けながら詩を詠ずる文芸施設（茶屋等）について述べ、「樂」を享受する空間としての栗林荘を表している。それに対置するかたちでⒷは弓術場（「セイ鶴」は弓の的を表す）や馬術場（「五御」は馬を操る五法を表す）での習練について述べ、安寧の中においても危機に対する認識を保ち続けるための空間として位置付けている。つまり、栗林荘の機能において「文」と「武」が等価対置されていることが示されている。このように「栗林荘記」を解すると、「馬場御殿」「矢場御殿」が景勝地の中に所在する意味が見えてこよう。荘内景勝の中に武技習練の場が置かれたのは、園地の展開過程で偶然に発生したものではなく、意図的・積極的な行為であったと考えられる。頼重期初期にみられた「武」の空間としての機能は次代に継承されているのである。

「馬場御殿」「矢場御殿」はその位置が変更されず、江戸時代中期の頼恭期まで継承されていることが、延享2年（1745）の「栗林荘記」¹²⁾の記述によって確認される。同書の中では「馬場御殿」「矢場御殿」は、まとめて「講武榭」という呼称が与えられている。

頼恭期まで「武」の空間としての機能が一定程度継承されていることは、次に掲げる「増補穆公遺事」¹⁰⁾の記事からも窺うことができる。

其後死刑之科人有之、栗林の御庭にて御手自ら御刀タメシ（偏「金」旁「非」）被遊候思召にて、御道具藏より可切刀五腰〔同田貫三本、祐定二本〕出て、切柄も出来候て入御覽候所、御好有て仕直指出候

頼恭は死罪人の死体で自ら試し切りを行おうと道具藏より刀剣を選び、試し切り用の「切柄」を自分好みに制作させている。実際には家老の進言によって頼恭自身による試し切りは中止となつたのだが、試し切りの場所が栗林荘となっている点に注目したい。栗林荘

における試し切りは、初代頼重に共通する行為であり、荘の「武」の空間としての機能の一端がこの時点まで継承されているのである。

その後、馬場と矢場を有する「講武榭」は、馬場の機能が分離されて荘内の東縁部に移転され、「矢場」としての機能を残した「講武榭」はその後消失する。さらに「講武榭」があった空間の一隅には茶屋である「扇屋茶屋」（「憂玉亭」を移転、変名）が設置される^{18), 17)}。これらの改変の時期を明確にする記録は確認されていないが、頼恭期以降、栗林荘における「武」としての空間機能は暫時衰退していったとみることができる。

以上みてきたとおり、栗林荘はその初発において「武」の空間として利用されていた。このことは高松松平家の入封以前に讃岐国を治めていた生駒家の栗林の地の空間利用に規定された可能性がある。その後、頼重の静養・隠居地としての利用を契機に、「文」の空間としての利用に転換、施設についても整備された。「武」の空間としての機能はそれによって失われたのではなく、次代以降も継承され、その下限は頼恭期すなわち宝暦・明和ごろまでに設定できるのである。

高松松平家における栗林荘の機能転換過程が一般的であるとはいえないが、大名庭園が武家である大名の手によるものであることを改めて想起すると、大名庭園の発生と展開を考える上で「武」の要素からの視点を逃すことができないことを示す事例として重要であると考えている。

(2) 江戸時代後期の栗林荘における領民の庭園見物

大名庭園が領民に対して公開される行為は先行研究によっても提示されているところであるが、高松松平家における御庭拝見の事例について紹介、検討してみる。

大名とその一族以外の庭園利用の事例としては、家老以下の家臣へ庭園見物許可がある。頼重期にその事例は確認され、寛文2年（1662）9月に行われているのが、記録の上ではその最初であろう⁶⁾。頼重が栗林荘で猿楽を催し、家老やその他家臣が観劇するというかたちで栗林荘が公開されている。

一方、領民の庭園見学の事例については、江戸時代後期まで下ることになる。高松藩については藩政史料等が比較的乏しく、確定することは難しいが、現在の

ところ文政10年（1827）の庭園見物が記録上確認できる最初の事例ということになる。

この時に行われた「御林御庭拝見」は、高松松平家八代頼儀の治世下である文政元年（1818）に賦課された御用銀、御借銀を提出した者に対して実施されたものであった²¹⁾。

他藩においても同様であるが、江戸時代の高松藩財政は窮乏しており、その解決策のひとつとして領国内に対して御用銀、御借銀が課せられている。御借銀は返済を建前とした徵収とされていたが、実際の返済については明確にならない。その後の藩の動向や財政状況を踏まえると、そのほとんどが返済されなかつたと考えるのが妥当であろう²²⁾。

文政4年（1821）、頼儀が隠居、九代松平頼恕（水戸徳川家出身、水戸八代治紀子で水戸九代斉昭の兄）が藩主に就任する。「御借銀」賦課は八代藩主による施策で、「御林御庭拝見」は九代藩主による措置ということになる。「御借銀」賦課から9年経過しての「御林御庭拝見」であり、かなりの期間が空いているが、先に述べたように「御借銀」への返済が実現していないことが背景にあると考えられ、前代に実施した賦課対象者の不満を緩和するための政策であったことが看取される。

文政10年の「御林御庭拝見」について記述がある「藤性植田氏由緒 全」（史料10）²¹⁾によると、「拝見」を許された者は、一旦城下に集まり、栗林荘へ罷り出て、大御茶屋（荘内最大の茶屋「星斗館」のこと、その一部が「掬月亭」として現存する）にて、酒・吸物・肴が振る舞われ、その後庭園を拝見したと記されている。

「藤性植田氏由緒 全」には、天保8年（1837）にも「御林御庭拝見」があったことが記されている。この時の理由は、文政11年（1828）に給付の証文が発給された現米を藩に献上したことへの対応であった。つまり、藩の財源不足充当への協力に対するいわば返礼として行われたのである。この時の「御林御庭拝見」については、阿野郡北青海村の渡辺家に伝來した「御用日記」²³⁾にも記録がのこっている。それによると、この時の拝見の対象となった者は、阿野郡北だけでも寺院や大庄屋、庄屋、卒人・帶刀人など計33人で、領内全体にするとかなりの人数にのぼったと思われる。そのため、時間をずらして数回にわたって拝見が

行われている。

いずれの「御庭拝見」も、藩財政の財源補填と関わっている点が注目される。藩主から領民に対する慈しみをもたらす「仁政」の一環として庭園見物が行われるのではなく、経済的な提供に対する無形の褒賞として庭園見物が利用されている。協力した側の経済的な負担は解消されないが、名誉が付与されることによって一定の満足を得る効果をねらったものとみられる。植田家では由緒を明らかにする家譜に記されており、「御林御庭拝見」は家の名誉として捉えられているのである。

「藤性植田家由緒 全」²¹⁾ や「御用日記」²³⁾ からは具体的な「御林御庭拝見」の様子を窺うことはできないが、若干の事項を見出すことができる。

拝見にあたっての服装について、上位の者は麻上下、下位の者は羽織袴の着用が指示されている。藩が栗林荘を、格式を有する場として位置付けていることが分かる。拝見の際に入口として指定されているのは「切手御門」である。この門は現在の東門付近に位置していた。藩主が栗林荘を訪ずれる際には、現在の北門付近に該当する「嶺口」が利用されており、荘内への入り方においても大名とそれ以外では厳然たる区別が行われていた。こうした措置は、特別な空間として栗林荘を演出する役割を果たし、そのことが拝見における栄誉感を高める効果をもったと考えられる。

補足として述べておくと、「藤性植田家由緒 全」や「御用日記」の記事からは、この時どのような経路で庭園を見物したのかは不明であるが、延享2年の「栗林荘記」¹²⁾ には、「嶺口」を出発点として「星斗館」を終着点とする経路が記されるほか、切手御門（「栗林荘記」では「東門」とする）を出発点とする「星斗館」への経路も示されている。文政・天保の「御林御庭拝見」ではこの経路が利用されたのではないだろうか。

高松藩における領民の大名庭園見物は、財政難対策の一環として位置付けられるものであった。庭園の存在は政治的・経済的な動きの中でも利用されていたのである。

おわりに

高松藩の大名庭園である栗林荘を素材として、その

成立過程を概観し、具体相として庭園の「武」の側面、政治的利用について検討をしてきた。

成立過程を追うことにより、栗林荘が段階的に形成され、基盤となる地形や景観は継承されながらも、一方で大名家当主の意向により変遷を重ねてきたことを示した。このことは大名庭園を、ある一時期の庭園相をもって静態的に評価検討することに一定の担保が必要であることを示している。研究する上で、流動的、動態的な庭園相にも留意を要するであろう。

大名庭園がもつ「武」の側面については、高松藩の事例を全大名に敷衍することはできないが、多かれ少なかれ各大名庭園において見出される要素であろう。大名庭園の武備的あるいは軍事的な役割といった視点から見直すことにより、新たな研究展開が期待できるのではないだろうか。

また、担い手となる大名が政治的・社会的存在である以上、その産物である大名庭園にも政治的・社会的な意味が付与されるのは必然的な結果である。本稿で指摘した栗林荘における領民見物における財政再建策との関わりはその一端を示すものとして位置付けられよう。

ここで提示した機能面における指摘事項が庭園景観や構成などにどのように影響、関連したかについて考察することができれば、大名庭園への理解はより深まることになるのではないだろうか。

蛇足ではあるが、本稿で論ずることができなかつたが、これまでの検討の中で気づいた栗林荘の機能、役割に関わる論点を提示しておきたい。

初代松平頼重は、隠居所としていた栗林荘を離れた後も、荘を利用している。その際には当主より「借り受け」したと記されている。これは大名庭園が大名家産としてどのように位置付けられているのかを考える上で重要であろう。

また、三代頼豊は栗林荘を在国時の常駐の場としたが、佳節式日における儀礼に際しては帰城している点も注目される。大名の執政空間としての庭園の限界が示されると同時に、城の意味を示唆するものとしてとらえられよう。

さらに、栗林荘の大改修を行い、名勝名を確定させた五代頼恭は、完成度が高く、豊富な内容をもつ魚類、

鳥類、植物の博物図譜を制作させている。自らも標本採集・収集を行ったほどの博物学大名であり、頼恭による栗林荘内への薬園設置はそうした動向の中に位置づけられるべきものである。頼恭が行った諸事業の中に栗林荘に関わる事項をどのように位置付けるかは、個としての大名の事蹟における庭園の意味という研究視点を提供するものであろう。

【註】

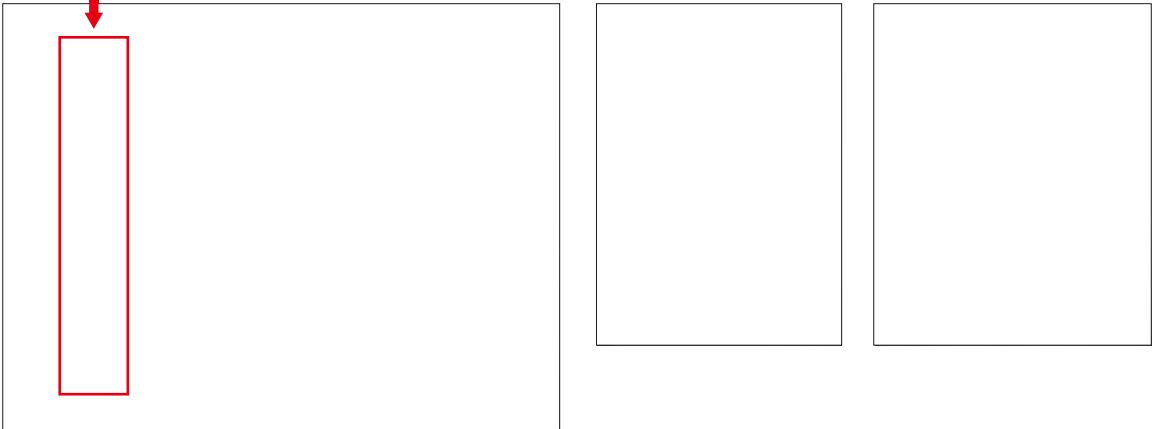
- 1) 『特別名勝 栗林公園 図録』栗林公園観光事務所発行、2013
- 2) 『特別名勝 栗林公園』栗林公園観光事務所発行、2000
- 3) 『特別名勝栗林公園掬月亭保存修理報告書』栗林公園観光事務所編集・発行、1994
- 4) 西嶋八兵衛「寛永拾六年三月朔日 生駒家士分限帳」、個人蔵資料。
- 5) 「三代物語」香川県立図書館旧蔵資料、香川県立ミュージアム蔵。
- 6) 「英公実録」高松松平家歴史資料、香川県立ミュージアム蔵。
- 7) 「穆公遺訓諸役書記」『香川県史9近世史料I』香川県、1988に翻刻掲載。
- 8) 「元祖暦代由緒」高松松平家歴史資料、香川県立ミュージアム保管。
- 9) 「御林御庭之図」松浦正一文庫、瀬戸内海歴史民俗資料館蔵。
- 10) 「増補穆公遺事」松浦正一文庫、瀬戸内海歴史民俗資料館蔵、香川県教育委員会編集『新編香川叢書史料編(一)』同書刊行企画委員会発行、1979に翻刻掲載。
- 11) 「恵公実録」高松松平家歴史資料、香川県立ミュージアム蔵。
- 12) 中村文輔作「栗林荘記」延享2年3月成立、高松松平家歴史資料、香川県立ミュージアム保管。
- 13) 上田三平著・三浦三郎編『改訂増補日本薬園史の研究』渡辺書店、1972
- 14) 「栗林古図」栗林公園観光事務所旧蔵資料、香川県立ミュージアム蔵。
- 15) 「栗林図」高松松平家歴史資料、香川県立ミュージアム蔵。
- 16) 「栗林公園古図」栗林公園観光事務所旧蔵資料、香川県立ミュージアム蔵。
- 17) 御厨義道「栗林荘関連絵図について」『ミュージアム調査研究報告 第5号』香川県立ミュージアム発行、2014
- 18) 「英公外記」高松松平家歴史資料、香川県立ミュージアム蔵。
- 19) 「高松松平氏歴世年譜」高松松平家歴史資料、香川県立ミュージアム蔵。
- 20) 菊池武雅作「栗林荘記」元禄17年2月、「翁嫗夜話」高松松平家歴史資料、香川県立ミュージアム保管等に所収、前掲註3)に翻刻掲載。
- 21) 「藤性植田家由緒 全」植田律子資料、香川県立ミュージアム蔵。
- 22) 『香川県史4近世II』香川県、1989
- 23) 「御用日記 天保八年」讃岐国阿野郡北青海村渡辺家文書、香川県立ミュージアム蔵。

【参考文献】

- 1) 松浦正一『高松藩祖 松平頼重伝』松平公益会編集・発行、1964
- 2) 藤田勝重『栗林公園』学苑社、1974

史料1

西嶋八兵衛「寛永拾六年三月朔日
生駒家士分限帳」
(個人蔵)



史料2 「穆公遺訓諸役書記」抜粋

(香川県史9 近世史料I)より転載

御林
高松ヶ南町端

御殿

御松並木

右者 御代々様御下屋敷ニ而御屋形向有之、御用松並木
竹藪ニ而御座候、源節様御代御用も広相成、其後

源恵様御代御屋形向段々広被 仰付候、源恵様ニ者御

在國中過半右之御屋形ニ被成御座候ニ付、奥表共御居間

等御座候、表向者諸役所等迄も御座候、御庭所ニ御茶屋

三四ヶ所も出来、御庭者石清尾山を御用入組結構成御庭

ニ而御座候、源懷様ニ者御城ニ被成御座候而、折々

御日帰リニ御林江被為入、其節者御庭之御茶屋ニ被成御

座、御滞留者不被遊候 思召ニ而御屋形向過半壊取、

外御用ニ遣ひ申候而御居間疊表計残、其分ニ者 常久院

様御姫様方被成御座候

史料3 「英公外記」

(高松平家歴史資料、香川県立ミュージアム蔵)

英公外記

寛文十一年辛亥公五十歳 正月朔日朝、殿様御長袴、御林・御出、

御太刀・折紙御持參、年寄部屋ニ而御控、追付 公御裏付上下表御書

院御上段御着座、殿様御太刀を御上段へ御指上、於二之間御礼被仰

上、戸田十郎左衛門御披露仕、畢而 殿様上段へ着座御盃事有之

延宝元年癸丑公五十二歳 八月十一日、大久保主計・谷平右衛門・大

須賀小兵衛・久米六郎左衛門・稻田主米・三宅十大夫・戸祭五郎左衛

門・大森式部・大久保主馬・成田内匠・間宮九郎左衛門・岡田藤左衛

門被為召、御庭拝見被仰付、志水之茶屋ニ而御料理被下候、取持人竹

井蔡庵・奥山碧菴・武田義庵・笛山宗閑、給仕小姓組「十二日、西尾

縫殿・角田修理・大久保右衛門八・白井所左衛門・山田十右衛門・大

森勘解由・加藤勘右衛門・緒方伊右衛門・箕助左衛門・加藤弥左衛

門・渡辺主税

十三日、榎本太郎右衛門・大久保次郎左衛門・箕善

右衛門・堀知吉兵衛・芦澤水之助・松平甚左衛門・笠井次郎右衛門・

浅見五郎兵衛・牛窪半之丞戸田三吉・入谷小三郎・河合平之丞

廿三日、法然寺・蓮門院・淨願寺・広昌寺・法昌寺・慈恩寺・阿弥陀院・

勝法寺 右何れも御庭拝見被仰付、於志水之茶屋御料理被下候

史料4 「英公外記」

(高松平家歴史資料、香川県立ミュージアム蔵)

○年月不知、万一御国替有之候ハヽ、如此可取計旨、御自筆ニて奉
行朝比奈甚五兵衛・緒方伝兵衛・八木弥五左衛門へ被下候御書付写
奉行所旧記

覚

一、本丸、右京居申たる所之おく方之分計こほし候こと

一、二ノ丸おく方不残こほし候事

一、二ノ丸より東ノ丸へかよひ道石垣なおし、へいをかけ可申事

一、三ノ丸へい下之かりらうかなおし可申事

一、栗林、長つね井少つゝのちや屋とも、次角屋敷・中屋敷之家

とも不残こほし申候事

一、栗林、山手のちんじゆべき松の下之ちんじゆくづし、本尊持

参考申候事

一、くわんふのちや屋こほし候事

一、引田山のちや屋こほし候事、但、町なミの所ハ其まゝおき候事

一、のう崎ちや屋こほし候事

一、淨願寺にて源威様・榮照院殿・皓月院のいはい所、とりはらひ

可申候事

一、広昌寺の御玉やとりはらひ可申候事

一、克軍寺ハ其まゝさし置可申候事

右所替有之候ハヽ、早々可申付候、但、家ニより百姓・町人ニ

とらせ、則其人ニてこハさせ可申候事

八木弥五左衛門

緒方伝兵衛

朝比奈甚五兵衛

史料9 「増補穆公遺事」

(松浦正一文庫、瀬戸内海歴史民俗資料館蔵)
※「新編香川叢書史料編(一)」(昭和五十四年) 翻刻掲載

一、採葉と号秋冬春、南は安原の奥、東は阿波境、西は金毘羅山限
に、薬園方・草木方其外御小性共に五六人、奥横目老人指添、
初は平賀源内、後は池田玄丈、深見作兵衛頭取して、或は五日
或は七日逗留にて罷越、葉は勿論珍草・珍木数多観取、晩々に
根説致、高松へ差越、夫々植付申候

一、栗林中梅木原に馬行大に結廻し薬園出来、池田玄丈頭取に命
せられ、中間の引除もあり、御小性・薬園方番を作て日々参り
手入致候、掛りの外も毎度人別に蒙仰手伝に参候(後略、人
参栽培について)

一、西御丸開地も済し後、又御林へ移り、古富士の前の池水を西の
岸下の池へ切流し、梅木原薬園を東西へ堀抜て、御泉水船の通
路して御庭を廻る様に思召付にて、度々此所へ御出、御小性
其外西丸へ出来りの者とも不残罷出候、此節は中間式人此に増
相勧申候、右堀抜にて南北往来の通路絶申候に付、高石垣して
其上に橋掛り高橋と名付申候、扱彼堀抜土を南へ運び、薬園の
南に小山を築立申候、御出無の日も誰々参れと時々御下知にて
度々罷越候、後は冬に至り薄氷の中を堀上致成就候、其後は御
林内所々の御掃除初り如形の御出度御座候

(参考)

「源穆様御代由緒書」(鎌田共済会郷土博物館蔵)

一、私儀延享三寅年九月、岩清尾塔山之南麓二有之候御薬園御預被
成、手入被仰付候而、御中原一人御借渡被下候、寛延元辰年頃
より御薬園御林之内へ引候様被仰付、度々引申候

(竹内廣大「旧高松藩の栗林薬園」上田三平著・三浦三郎編『増補改
訂日本薬園史の研究』渡辺書店、昭和四七年掲載史料)

史料10 「藤性植田家由緒 全」

(植田律子資料、香川県立ミュージアム蔵)

文政十戊年九月十三日

植田半太

右去ル文政元寅年、御用銀御借銀別段被仰付、致出精上納相済寄
特之事候、依之御林御庭拝見被仰付、御酒・御吸物被下候

右之通前年酉十二月廿五日被仰渡相成、尚日限之儀者追可被仰聞
旨被申有之候處、翌年九月十一日、糸屋町年寄と明後十三日朝四ツ

時麻上下着用仕、町内年寄宅正罷出候様申候二付、致承知候段、返答

致置候、右刻以前年寄宅正罷出候處、町内組頭同道仕、御林正罷出切
手御門内御中門之外、罷居候處、追刻御庭正罷通候様被申聞候付、罷

出候處、於大御茶屋御酒・御吸物・御肴二種、御酒頂戴仕候、并右畢

御赤飯等頂戴仕相済、御庭向不残拝見仕候事

但、右二付、御出役御奉行久米族殿・御町奉行吉原二八殿・町与力

朝倉十左衛門・物書北条喜八郎、右いつれも頂戴之席正為挨拶被罷

出候、尚御庭向拝見之案内、同心被相勧之事

右二付、為御丸御町奉行兩家・町与力三人并書役北条喜八郎宅正も

罷越之事

天保元寅年十月廿六日

南糸屋町・罷仕候卒人

植田半太

右去ル文政十亥秋、御賀米之儀被仰付候處、御時節相弁、代銀頂戴
不仕、米指上候段、寄特之至三候、依之右之通被下候

右之通於御町奉行所、貯又藏殿列座、町与力朝倉十左衛門申渡有之
右御酒頂戴仕事

天保六未年春

一、元米毫石五斗納升
内五斗五升五合

文政十一子年御証文被下置候御現米付
田地御年貢米之順、三歩七厘之割を以
如斯引米相成被第一方相掛申候

残九斗四升五合
年々御渡米相成候、如此

天保六未年十一月十三日
一、先達被下置候御現米不残指上可申旨被仰付付、指上之事
天保八酉年五月廿日

植田半太

但、不快二付、名代同人次男

植田小太郎

右者先達被下置候御現米手形指上付、來ル廿二日、御林拝見被仰
付候間、朝四ツ時麻上下着用仕、丁内年寄迄罷出候様申來候付、右刻